

副食費の取扱いについて

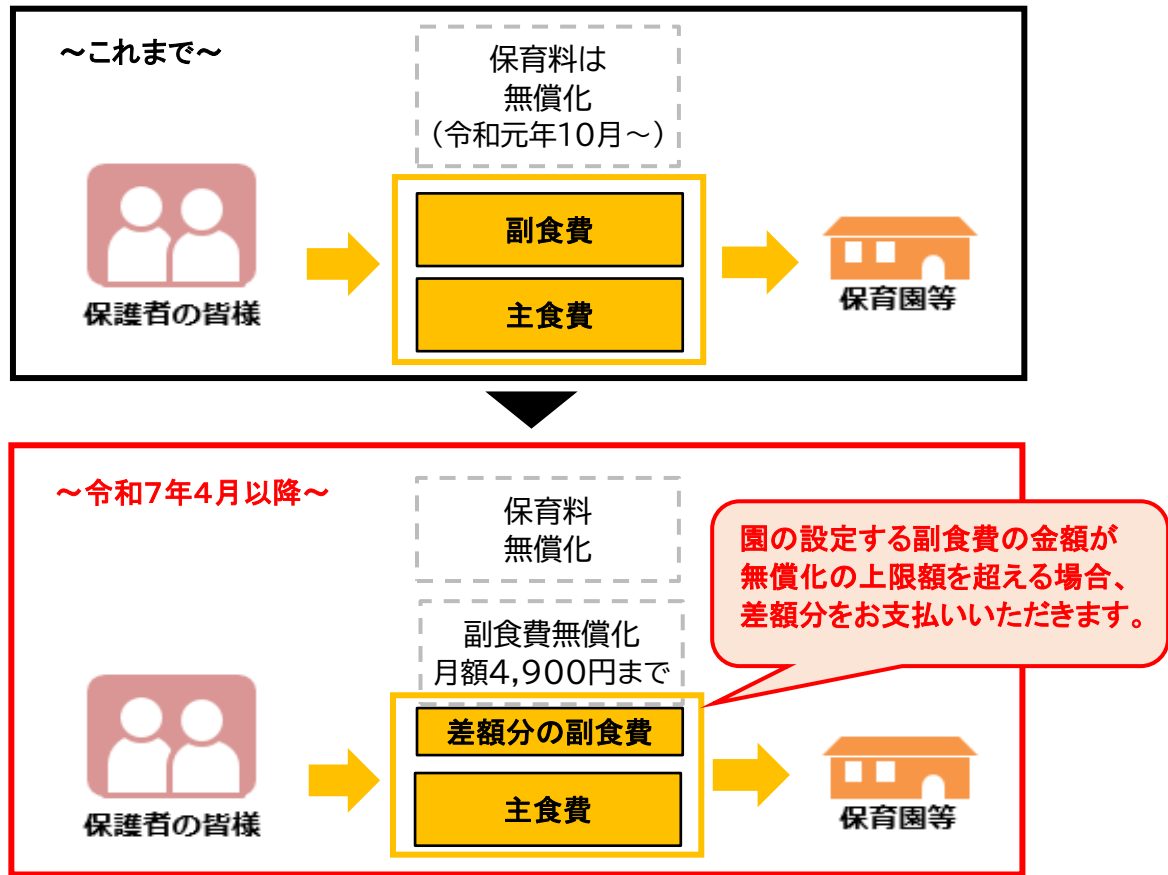
令和元年10月から、3歳児（年少）クラス～5歳児（年長）クラスのお子さんについては、保育料が無償化されましたが、保育施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合でも同様にかかる費用であるため、保育所等を利用する保護者も、自宅で自ら子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則とされております。

安中市では、これまで同一生計の第3子以降については市の独自の制度として給食費のうち副食費分（おかず・おやつ）を無償としておりました。令和6年度より無償化の対象を拡充し、安中市に住所のある3歳児クラス以上（1号認定の満3歳以上児を含む）のすべての児童について、月額4,800円を上限として無償化しています。令和7年度からはさらに上限額を月額4,900円へ引き上げました。

○給食費の考え方

在園施設	子どもの年齢 （算定年齢）	令和7年4月以降の給食費	
		主食費 （お米）	副食費 （おかず・おやつ）
・ 認定こども園の幼稚園部 ・ 新制度幼稚園	満3歳及び3歳児クラス～5歳児クラス	保護者が園に支払い又はお米を持参	月額4,900円まで無償化 上限額を超えた差額は、 保護者が園に支払い
・ 保育園 ・ 認定こども園の保育園部	3歳児クラス～5歳児クラス	保護者が園に支払い又はお米を持参	月額4,900円まで無償化 上限額を超えた差額は、 保護者が園に支払い ※公立園の場合は市に支払い
・ 保育園 ・ 認定こども園の保育園部	0歳児～2歳児クラス	保育料に込み	

●保育園等に在園している児童の給食費の支払い方法変更のイメージ

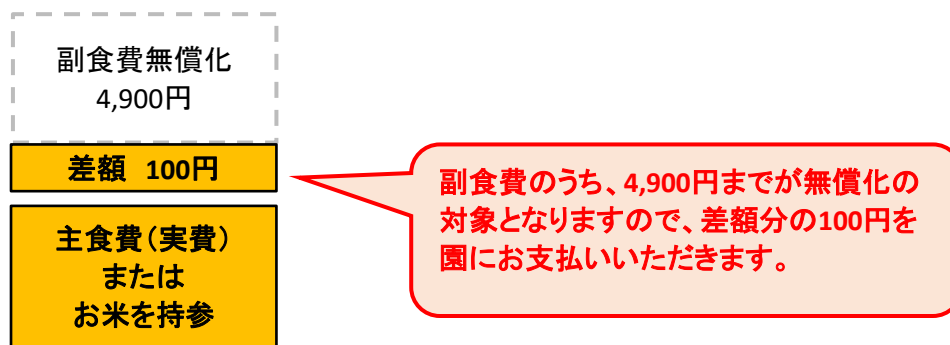


(1) 副食費が月額4,900円以下の場合



(2) 副食費が月額4,900円を超える場合

例) 園の設定する副食費が月額5,000円の場合



※差額分の取り扱いにつきまして、詳しくは各施設にお問い合わせください。

○国の副食費免除の要件について

・対象児童が「年収約360万円未満相当世帯」の子どもである場合、国の副食費免除の該当となります。

「年収約360万円未満相当世帯」とは、以下の世帯となります。

- ① 1号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、77,101円未満の世帯
- ② 2号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯
※ひとり親家庭等(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)については、77,101円未満

○「年収約360万円未満相当世帯」の子どもに該当するかどうかは、市で課税情報等を確認の上決定いたします(認定申請書にて「税情報等の提供に当たっての同意」をいただいております)。